

「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」の一部を改正する省令案に関する意見の募集について

平成21年5月1日
財務省大臣官房
政策金融課
国土交通省住宅局総務課
民間事業支援調整室

財務省及び国土交通省では、住宅金融支援機構がその融資の対象とする合理的土地利用建築物の法定容積率充足要件について一定の緩和を行うため、「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」の一部を改正する省令案の概要を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」の一部を改正する省令案に関する意見募集要領

■意見募集対象

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年3月28日 財務省・国土交通省令第1号）の一部を改正する省令（案）

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

財務省大臣官房政策金融課（東京都千代田区霞ヶ関3-1-1）及び国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階）にて配布致します。

■意見募集期間

平成21年5月1日（金）～平成21年5月25日（月）18:15（必着）

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で財務省大臣官房政策金融課または国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

(1) F A Xの場合

① F A X 番号：03-5251-2814 財務省大臣官房政策金融課 パブリックコメント担当宛
または

② F A X 番号：03-5253-1626 国土交通省総務課民間事業支援調整室 パブリックコメント担当宛

(2) 郵送の場合（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見」と明記して下さい。）

① 〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
財務省大臣官房政策金融課 パブリックコメント担当 宛

または

② 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室 パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メールの場合（電子メールの題名を「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。）

① メールアドレス（財務省・国土交通省共通）：g_HOB_SOM_UDC@mlit.go.jp

② 宛先 財務省大臣官房政策金融課パブリックコメント担当 宛

または国土交通省総務課民間事業支援調整室パブリックコメント担当 宛

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。
- ・いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

(別紙)

財務省大臣官房政策金融課 パブリックコメント担当 宛

国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室 パブリックコメント担当 宛

「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分：)